

○総務省告示第百十一号

昭和六十二年郵政省告示第七十三号（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十六日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

各 出 産

第1～第5 [略]

別表第1 設備等基準

項 目	対 策	実施指針				
		電 気 通 信 回 線 設 備 事 業 用 ネット ワ ー ク	特 定 回 線 非 設 置 事 業 用 ネット ワ ー ク	そ の 他 の 電 気 通 信 事 業 用 ネット ワ ー ク	自 営 情 報 通 信 ネット ワ ー ク	ユ ー ザ ネット ワ ー ク

第1. 設備基準

1. 一般基準

[(1)～(7) 略]

(8) 情 報 通 信 ネットワークの動作状況の監視等	[ア～ク 略]					
ケ 災害時優先通信の機能により他の通信の制限又は停止を行う場合は、災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を記録する機能を設けること。		◎	◎	—	—	—
コ インターネットの経路制御情報等の制御信号のうち不要又は不正なものの送受信を防ぐために有効な機能を設けること。		◎	◎	◎	—	—

[(9)～(15) 略]

[2. ～4. 略]

第2. 環境基準
[略]

[注1～3 略]

別表第2 管理基準

各 出 産

第1～第5 [同左]

別表第1 設備等基準

項 目	対 策	実施指針				
		電 気 通 信 回 線 設 備 事 業 用 ネット ワ ー ク	特 定 回 線 非 設 置 事 業 用 ネット ワ ー ク	そ の 他 の 電 気 通 信 事 業 用 ネット ワ ー ク	自 営 情 報 通 信 ネット ワ ー ク	ユ ー ザ ネット ワ ー ク

第1. 設備基準

1. 一般基準

[(1)～(7) 同左]

(8) 情 報 通 信 ネットワークの動作状況の監視等	[ア～ク 同左]					
ケ 災害時優先通信の機能により他の通信の制限又は停止を行う場合は、災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を記録する機能を設けること。		◎	◎	—	—	—

[(9)～(15) 同左]

[2. ～4. 同左]

第2. 環境基準
[同左]

[注1～3 同左]

別表第2 管理基準

項目	対策	実施指針				
		電気通信回線設備事業用ネットワーク	特定回線非設置事業用ネットワーク	その他の電気通信事業用ネットワーク	自営情報通信ネットワーク	ユーザネットワーク
[第1.・第2. 略]						
第3. 方法						
1. 平常時の取組						
[(1)・(2) 略]						
(3) 設計	ア 将来の規模の拡大、トラヒック増加（端末の挙動によるものを含む。） <u>、インターネットの経路制御情報等の制御信号の増加及び機能の拡充を考慮した設計とすること。</u>	◎	◎	◎	◎	◎
	イ <u>トラヒック及びインターネットの経路制御情報等の制御信号の瞬間的かつ急激な増加の対策を講じた設計とすること。</u>	◎	◎	◎	—	—
[ウ～ソ 略]						
	タ <u>設備及び設備を設置する建築物等の基準及び指標を策定すること。</u>	◎	◎	◎	○	—
	チ <u>重要な回線については、異なる2者以上の電気通信事業者から提供を受ける等により、信頼性の向上を図ること。</u>	—	—	—	○	○
[(4) 略]						

項目	対策	実施指針				
		電気通信回線設備事業用ネットワーク	特定回線非設置事業用ネットワーク	その他の電気通信事業用ネットワーク	自営情報通信ネットワーク	ユーザネットワーク
[第1.・第2. 同左]						
第3. 方法						
1. 平常時の取組						
[(1)・(2) 同左]						
(3) 設計	ア 将来の規模の拡大、トラヒック増加（端末の挙動によるものを含む。） <u>及び機能の拡充を考慮した設計とすること。</u>	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	イ <u>トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加の対策を講じた設計とすること。</u>	◎	◎	二	—	—
[ウ～ソ 同左]						
	タ <u>設備及び設備を設置する建築物等の基準及び指標を策定すること。</u>	◎	◎	◎	○	—
[(4) 同左]						

(5) 維持・運用	[ア～シ 略]					
	ス 復旧対策の手順化を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
	セ データ投入等における高い信頼性が求められる作業において、容易に誤りが混入しないよう措置を講ずること。	◎	◎	◎	○	○
[(6)～(13) 略]						
2. 事故発生時の取組						
(1) 報告、記録、措置及び周知	[ア～ク 略]					
	ケ 重要通信を扱う場合は、ふくそう発生時等に当該重要通信を優先的に取り扱うこと。	◎	◎	◎	—	—
	コ 事故又は障害発生時に迅速な原因分析、状況把握及び復旧対応等のため、電気通信事業者間での情報共有を含め、複数のルートを活用し幅広く情報収集に努めること。	◎	◎	◎	○	○
(2) 情報提供	ア 事故・ふくそうが発生した場合又は利用者の混乱が懸念される障害が発生した場合には、その状況を速やかに利用者に対して公開すること。	◎	◎	◎	—	—
	[イ～キ 略]					
3. 事故収束後 [略]						

[注 略]

(5) 維持・運用	[ア～シ 同左]					
	ス 復旧対策の手順化を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
[(6)～(13) 同左]						
2. 事故発生時の取組						
(1) 報告、記録、措置及び周知	[ア～ク 同左]					
	ケ 重要通信を扱う場合は、ふくそう発生時等に当該重要通信を優先的に取り扱うこと。	◎	◎	◎	—	—
(2) 情報提供	ア 事故・ふくそうが発生した場合には、その状況を速やかに利用者に対して公開すること。	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	[イ～キ 同左]					
3. 事故収束後 [同左]						

[注 同左]

備考 表 4 [] の記載は別添いあり。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。